

令和元年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会
次 第

日 時 令和2年1月16日(木)

午後2時～午後4時

場 所 平塚市役所本館3階 303会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正

保険税率の見直し

諮問事項

低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(2) 令和2年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要

(3) その他

3 閉 会

令和2年度の国保事業費納付金(本係数・仮係数)の比較

1 本係数納付金と仮係数納付金の比較

種類	単位	2本	2仮	差	比
総額	円	7,176,553,881	7,218,232,033	-41,678,152	-0.58%
医療分	円	4,857,149,097	4,923,752,141	-66,603,044	-1.35%
一般分	円	4,855,986,916	4,922,606,562	-66,619,646	-1.35%
退職分	円	1,162,181	1,145,579	16,602	1.45%
後期分	円	1,699,413,334	1,658,852,383	40,560,951	2.45%
一般分	円	1,699,141,488	1,658,580,330	40,561,158	2.45%
退職分	円	271,846	272,053	-207	-0.08%
介護分	円	619,991,450	635,627,509	-15,636,059	-2.46%

介護分は一般分と退職分の合算

2 前年度本係数(現年度9月補正予算)との比較

種類	単位	2本	31本	前年差	前年比
総額	円	7,176,553,881	7,494,112,461	-317,558,580	-4.24%
医療分	円	4,857,149,097	5,181,238,030	-324,088,933	-6.26%
一般分	円	4,855,986,916	5,179,522,570	-323,535,654	-6.25%
退職分	円	1,162,181	1,715,460	-553,279	-32.25%
後期分	円	1,699,413,334	1,671,276,190	28,137,144	1.68%
一般分	円	1,699,141,488	1,670,647,027	28,494,461	1.71%
退職分	円	271,846	629,163	-357,317	-56.79%
介護分	円	619,991,450	641,598,241	-21,606,791	-3.37%

参考

前年度の本係数と仮係数の差

種類	単位	31本	31仮	差	比
総額	円	7,494,112,461	7,717,023,389	-222,910,928	-2.89%
医療分	円	5,181,238,030	5,386,887,204	-205,649,174	-3.82%
一般分	円	5,179,522,570	5,385,171,744	-205,649,174	-3.82%
退職分	円	1,715,460	1,715,460	0	0.00%
後期分	円	1,671,276,190	1,662,705,583	8,570,607	0.52%
一般分	円	1,670,647,027	1,662,076,420	8,570,607	0.52%
退職分	円	629,163	629,163	0	0.00%
介護分	円	641,598,241	667,430,602	-25,832,361	-3.87%

令和2年度 標準保険料率(確定係数)

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,323,170	後期支援分 1,680,447	介護分 592,407	被保数 55,831 人
標準収納率	医療分 90.28%	後期支援分 90.28%	介護分 90.28%	所得総額 36,429 百万円
賦課割合	応能割 53.25	応益割 46.75	均等割 33.24 71.1%	平等割 13.51 28.9%

(参考) 31年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	5.95%	25,330円	19,090円
後期課税額	2.23%	9,380円	7,080円
介護納付金課税額	2.39%	12,380円	6,100円
	10.57%	47,090円	32,270円

令和2年度 標準保険料率	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	6.32%	25,740円	17,247円
後期課税額	2.50%	10,031円	6,721円
介護納付金課税額	2.23%	11,481円	5,730円
	11.05%	47,252円	29,698円

現在値との差 (2標準保険料率 - 現在値)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	0.37%	410円	-1,843円
後期課税額	0.27%	651円	-359円
介護納付金課税額	-0.16%	-899円	-370円
	0.48%	162円	-2,572円

令和2年度 標準保険料率(仮係数)

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,420,479	後期支援分 1,638,702	介護分 612,968	被保数 55,831 人
標準収納率	医療分 90.28%	後期支援分 90.28%	介護分 90.28%	所得総額 36,429 百万円
賦課割合	応能割 53.11	応益割 46.89	均等割 33.34 71.1%	平等割 13.55 28.9%

(参考) 31年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	5.95%	25,330円	19,090円
後期課税額	2.23%	9,380円	7,080円
介護納付金課税額	2.39%	12,380円	6,100円
	10.57%	47,090円	32,270円

令和2年度 標準保険料率	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	6.44%	26,397円	17,688円
後期課税額	2.43%	9,810円	6,573円
介護納付金課税額	2.31%	11,891円	5,934円
	11.18%	48,098円	30,195円

現在値との差 (2標準保険料率 - 現在値)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)
基礎課税額	0.49%	1,067円	-1,402円
後期課税額	0.20%	430円	-507円
介護納付金課税額	-0.08%	-489円	-166円
	0.61%	1,008円	-2,075円

必要な保険料総額の差異(確定係数 - 仮係数)

単位:千円	医療分	後期支援分	介護分
	-97,309	41,745	-20,561

被保数・所得総額の差異(確定係数 - 仮係数)

被保数	単位	所得総額	単位
0 人		0 百万円	

確定係数による税率と仮係数による税率の差異
【確定係数 - 仮係数】

所得割税率	均等割額	平等割額
-0.12%	-657	-441
0.07%	221	148
-0.08%	-410	-204
-0.13%	-846円	-497円

令和2年度 予定税率

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,317,285	後期支援分 1,611,569	介護分 631,001	被保数 56,431 人
平成31年度 目標収納率	医療分 91.80%	後期支援分 91.80%	介護分 87.70%	所得総額 36,429 百万円
賦課割合	応能割 53.11	応益割 46.89	均等割 33.34 71.10%	平等割 13.55 28.90%
(参考) 31年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	5.95%	25,330円	19,090円	44,420円
後期課税額	2.23%	9,380円	7,080円	16,460円
介護納付金課税額	2.39%	12,380円	6,100円	18,480円
	10.57%	47,090円	32,270円	79,360円
令和2年度 予定税率	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.25%	25,620円	17,160円	42,780円
後期課税額	2.39%	9,650円	6,470円	16,120円
介護納付金課税額	2.37%	12,240円	6,110円	18,350円
	11.01%	47,510円	29,740円	77,250円
現在値との差 (予定税率 - 現在値)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.30%	290円	-1,930円	-1,640円
後期課税額	0.16%	270円	-610円	-340円
介護納付金課税額	-0.02%	-140円	10円	-130円
	0.44%	420円	-2,530円	-2,110円

必要な保険料総額の差異(予定税率 - 標準税率)

単位:千円	医療分	後期支援分	介護分
	-5,885	-68,878	38,594

被保数・所得総額の差異(予定税率 - 標準税率)

被保数	単位	所得総額	単位
600 人		0 百万円	

2年度予定税率と2年度標準保険料率の差異

[予定税率 - 標準税率]

所得割税率	均等割額	平等割額	
-0.07%	-120	-87	-207円
-0.11%	-381	-251	-632円
0.14%	759	380	1,139円
-0.04%	258円	42円	300円

基礎・後期分のみ(39歳以下)

所得割税率	均等割額	平等割額	
-0.07%	-120	-87	-207円
-0.11%	-381	-251	-632円
-0.18%	-501円	-338円	-839円

令和2年度 標準保険料率(確定係数)

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,323,170	後期支援分 1,680,447	介護分 592,407	被保数 55,831 人
標準収納率	医療分 90.28%	後期支援分 90.28%	介護分 90.28%	所得総額 36,429 百万円
賦課割合	応能割 53.25	応益割 46.75	均等割 33.24 71.1%	平等割 13.51 28.9%

(参考) 31年度現在値

所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
5.95%	25,330円	19,090円	44,420円
2.23%	9,380円	7,080円	16,460円
2.39%	12,380円	6,100円	18,480円
10.57%	47,090円	32,270円	79,360円

令和2年度
標準保険料率

所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
6.32%	25,740円	17,247円	42,987円
2.50%	10,031円	6,721円	16,752円
2.23%	11,481円	5,730円	17,211円
11.05%	47,252円	29,698円	76,950円

現在値との差

(標準保険料率 - 現在値)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.37%	410円	-1,843円	-1,433円
後期課税額	0.27%	651円	-359円	292円
介護納付金課税額	-0.16%	-899円	-370円	-1,269円
	0.48%	162円	-2,572円	-2,410円

令和2年度税率案・標準税率で算定した場合のモデル世帯保険税額

<モデル世帯>	
夫婦2人(40代)・子ども2人世帯、所得250万円(妻年収0円)	
夫婦2人(40代)・子ども2人世帯、所得200万円(妻年収0円、2割軽減世帯)	
夫婦2人(70歳)世帯、所得80万円(妻年収0円、5割軽減世帯)	
単身世帯(70歳)、所得30万円(7割軽減世帯)	

<世帯年税額比較>		
現在	改正案	参考：標準
425,100	434,100	435,300
333,100	339,900	341,000
86,200	87,600	89,100
18,200	17,600	17,800

<現在・改正案 増減>	
増減%	増減額
2%	9,000
2%	6,800
2%	1,400
-3%	-600

<参考：現在・標準 増減>	
増減%	増減額
2%	10,200
2%	7,900
3%	2,900
-2%	-400

【現在の保険税率における世帯年税額】

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	129,115	51,863	48,391	
均等割	101,320	24,760	37,520	
平等割	19,090	6,100	7,080	
計	249,500	82,700	92,900	425,100

【改正保険税率案における世帯年税額】

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	135,625	51,429	51,863	
均等割	102,480	24,480	38,600	
平等割	17,160	6,110	6,470	
計	255,200	82,000	96,900	434,100

【参考：標準保険料率における世帯年税額】

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	137,144	48,391	54,250	
均等割	102,960	22,962	40,124	
平等割	17,247	5,730	6,721	
計	257,300	77,000	101,000	435,300

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	99,365	39,913	37,241	
均等割	81,056	19,808	30,016	
平等割	15,272	4,880	5,664	
計	195,600	64,600	72,900	333,100

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	104,375	39,579	39,913	
均等割	81,984	19,584	30,880	
平等割	13,728	4,888	5,176	
計	200,000	64,000	75,900	339,900

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	105,544	37,241	41,750	
均等割	82,368	18,370	32,099	
平等割	13,798	4,584	5,377	
計	201,700	60,100	79,200	341,000

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	27,965	0	10,481	
均等割	25,330	0	9,380	
平等割	9,545	0	3,540	
計	62,800	0	23,400	86,200

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	29,375	0	11,233	
均等割	25,620	0	9,650	
平等割	8,580	0	3,235	
計	63,500	0	24,100	87,600

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	29,704	0	11,750	
均等割	25,740	0	10,031	
平等割	8,624	0	3,361	
計	64,000	0	25,100	89,100

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	0	0	0	
均等割	7,599	0	2,814	
平等割	5,727	0	2,124	
計	13,300	0	4,900	18,200

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	0	0	0	
均等割	7,686	0	2,895	
平等割	5,148	0	1,941	
計	12,800	0	4,800	17,600

	医療分	介護分	後期支援分	合計
所得割	0	0	0	
均等割	7,722	0	3,009	
平等割	5,174	0	2,016	
計	12,800	0	5,000	17,800

【現在の保険税率】

	医療分	介護分	後期支援分
所得割	5.95%	2.39%	2.23%
均等割	25,330	12,380	9,380
平等割	19,090	6,100	7,080

【改正保険税率案】

	医療分	介護分	後期支援分
所得割	6.25%	2.37%	2.39%
均等割	25,620	12,240	9,650
平等割	17,160	6,110	6,470

【参考：標準税率】

	医療分	介護分	後期支援分
所得割	6.32%	2.23%	2.50%
均等割	25,740	11,481	10,031
平等割	17,247	5,730	6,721

令和2年度国民健康保険税率の改定【現行・改定後】

(1) 税率

(医療分) 基礎課税額の税率に関する改正 (第7条第1項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現行	5.95%	25,330円	19,090円
改定後	6.25%	25,620円	17,160円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(支援金分) 後期高齢者支援金等課税額の税率に関する改正 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現行	2.23%	9,380円	7,080円
改定後	2.39%	9,650円	6,470円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(介護分) 介護納付金課税額の税率に関する改正 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割	世帯別平等割額
現行	2.39%	12,380円	6,100円
改定後	2.37%	12,240円	6,110円

(2) 減額（低所得者の軽減措置）

国民健康保険税の減額に関する改正（第11条関係）

(医療分)

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	17,731円	13,363円	12,665円	9,545円	5,066円	3,818円
改定後	17,934円	12,012円	12,810円	8,580円	5,124円	3,432円

※特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(支援金分)

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	6,566円	4,956円	4,690円	3,540円	1,876円	1,416円
改定後	6,755円	4,529円	4,825円	3,235円	1,930円	1,294円

※特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(介護分)

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
現 行	8,666円	4,270円	6,190円	3,050円	2,476円	1,220円
改定後	8,568円	4,277円	6,120円	3,055円	2,448円	1,222円

※7割軽減は、世帯の所得の合計額が33万円以下の場合

※5割軽減は、世帯の所得の合計額が33万円を超え、33万円+(28万円×被保険者及び特定同一世帯所得者の数)以下の場合

※2割軽減は、上記軽減が受けられない世帯で、所得が33万円+(51万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下の場合

平塚市国民健康保険税条例の一部改正（専決処分） 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

1 改正の要旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者の国民健康保険税の軽減判定所得の基準の引き上げを行うものです。

(1) 5割軽減基準額

【現行】

33万円 + 28万円 × 被保険者数

【改正後】

33万円 + 28万5,000円 × 被保険者数

(2) 2割軽減基準額

【現行】

33万円 + 51万円 × 被保険者数

【改正後】

33万円 + 52万円 × 被保険者数

2 改正の理由等

令和元年12月20日に令和2年度税制改正の大綱が閣議決定され、この中に、上記「1 改正の要旨」に記載する内容の記述が盛り込まれました。

この軽減判定所得の基準につきましては、地方税法で政令の定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなっています。したがって、当該大綱を受けた地方税法施行令の一部改正があった場合には、これに合わせて本市国民健康保険税条例を改正する必要があります。

当該政令は、例年、3月末に公布され、4月1日から施行されます。当該政令の公布を待って直ちに条例を改正、公布し、4月1日に施行するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により対応することとします。

3 施行日

令和2年4月1日

4 補足事項

税制改正大綱では、課税限度額について医療分が61万円から63万円に2万円、介護納付金分が16万円から17万円に1万円それぞれ引き上げられ、総額も96万円から99万円に変更となりますが、平塚市国民健康保険税条例では、課税限度額を地方税法に規定されている法定限度額に合わせるように定めているため、課税限度額に関して条例の改正は行いません。

令和2年度税制改正大綱抜粋（令和元年12月20日閣議決定）

- ② 介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。

(14) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。
- ③ 軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

（注）上記③の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用する。

〈森林環境譲与税〉

(15) 森林環境譲与税について、市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、次の措置を講ずる。

- ① 令和2年度から令和6年度までの各年度における森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額は次のとおりとする。

年度	譲与額
令和2年度及び令和3年度	400億円
令和4年度及び令和5年度	500億円
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額

（注）各年度の森林環境譲与税について、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金は充てないこととする。

- ② 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

年度	市町村	都道府県
令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3
令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3
令和6年度以降	10分の9	10分の1

令和2年度平塚市国民健康保険事業特別会計の

当初予算案と事業の概要

総額

- ・令和2年度当初予算案の歳入歳出総額は、前年度比4.7%減、12億8,500万円減の259億4,500万円となります。
- ・被保険者数の減少により、歳出・保険給付費などが減少しています。

歳入

国民健康保険税

- ・標準税率を参考に、保険税率を見直します。
- ・ほぼ標準保険税率どおりの算定となり、0.6%増になります。歳入全体に占める割合は約21%です。

県支出金

- ・国、社会保険診療報酬支払基金、県からの交付金等が合算され、歳入で最大の費目になります。歳入全体の約70%を占めます。

繰入金

- ・他会計繰入金は、国民健康保険標準システムの構築が完了したことや、その他一般会計繰入金(法定外繰入金)の減少により、前年度比で9.8%減、2億2,461万円余減の20億7,618万円余です。
- ・その他一般会計繰入金を計画的・段階的に削減するための、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入の削減目標計画」を平成30年度に策定し、令和2年度までの3年間で、決算補てん分の法定外繰入金を全て削減します。令和2年度は計画通り、前年度比で28.6%減、7,699万円余減の1億9,200万円とし、削減を完了します。一方で、国・県が認める「保険料及び一部負担金の減免額」「地方単独事業の医療給付費波及増等」については、繰入金を当面、継続します。
- ・保険税の負担を緩和するため、市国民健康保険基金を取り崩し、3,000万円繰入れます。

歳出と主な事業

総務管理費

国民健康保険庶務事業

- ・令和元年9月から開始した外部委託事業の委託費を通年で計上しています。国民健康保険事業のうち、主に加入・脱退などの資格業務、高額療養費等の給付業務などで外部委託しています。
- ・令和2年度から運用開始予定の市町村事務処理標準システム運用費用として、委託料を計上しました。
- ・令和3年3月から開始するオンライン資格確認等に対応するため、システム改修費用と1か月分の負担金を計上しました。

徴税費

収納率向上に向けた取組を強化します。

- ・窓口嘱託員を1人減員し、滞納整理事務嘱託員を1人採用する予定です。
- ・ペイジーを導入し、口座振替率及び収納率の向上を図ります。

保険給付費

- ・被保険者数の減少に伴い、減少しています。歳出全体の約70%を占めます。

国民健康保険事業費納付金

- ・医療給付費などの見込み額から、国や県の公費で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して、県が市町村ごとに決定します。市町村は保険税などにより、納付金を納めます。

保健事業費 特定健康診査・特定保健指導事業

- ・特定健康診査の実施期間を1月末までから12月末までに繰り上げる予定です。冬季が医療機関の繁忙期に当たることなどから、令和元年度から段階的に見直しています。
- ・受診勧奨につきましては、封書(受診歴あり)はがき(受診歴なし)の2種類の継続受診対策のほか、初めて特定健診の対象となる方(40歳到達)へ勧奨はがきを送付します。
- ・生活習慣病重症化予防の新規取り組みとして、腎機能低下がみられる方を専門医による治療指導につなぐ事業や、健診結果が受診勧奨値である方、治療中断者などへの受診勧奨や健康教室などの事業を実施します。

令和2年度当初予算案総括表 [対令和元年度当初予算]

単位 千円

科目	2年度当初		元年度当初		比較		入	説明
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率		
国民健康保険税	5,479,125	21.1%	5,447,328	19.8%	31,797	0.6%		現年度分と滞納繰越分(前年度以前に課税されたが、納められず翌年度以降に繰り越された税)の保険税
一般被保険者国民健康保険税	5,477,353		5,440,645		36,708	0.7%		
現年課税分	5,180,741		5,129,505		51,236	1.0%		
医療給付費	3,431,379		3,398,785		32,594	1.0%		一般被保険者現年度分
後期高齢者支援金分	1,282,753		1,254,278		28,475	2.3%		
介護納付金分	466,609		476,442		-9,833	-2.1%		
滞納繰越分	296,612		311,140		-14,528	-4.7%		
医療給付費	204,617		219,960		-15,343	-7.0%		一般被保険者滞納繰越分
後期高齢者支援金分	56,807		55,498		1,309	2.4%		
介護納付金分	35,188		35,682		-494	-1.4%		
退職被保険者等国民健康保険税	1,772		6,683		-4,911	-73.5%		
現年課税分	30		2,928		-2,898	-99.0%		退職被保険者等現年度分
医療給付費	10		1,730		-1,720	-99.4%		
後期高齢者支援金分	10		620		-610	-98.4%		
介護納付金分	10		578		-568	-98.3%		
滞納繰越分	1,742		3,755		-2,013	-53.6%		退職被保険者等滞納繰越分
医療給付費	1,162		2,790		-1,628	-58.4%		
後期高齢者支援金分	271		311		-40	-12.9%		
介護納付金分	309		654		-345	-52.8%		
一部負担金	20	0.0%	20	0.0%	0	0.0%		支払猶予で、市に納める一部負担金
使用料及び手数料	1	0.0%			1	皆増		[新]納税証明書の発行手数料
手数料	1				1			
総務手数料	1				1			
証明書発行手数料	1				1			
国庫支出金	10	0.0%	10	0.0%	0	0.0%		
国庫補助金	10		10		0	0.0%		
災害臨時特例補助金	10		10		0	0.0%		東日本大震災に伴う東電福島原発事故に関して、保険税の減免と一部負担金等の減免の特例措置による負担増額などを補助するために交付
県支出金	18,135,168	69.9%	18,976,570	69.7%	-841,402	-4.4%		
県補助金	18,135,168		18,976,570		-841,402	-4.4%		
保険給付費等交付金	18,135,168		18,976,570		-841,402	-4.4%		
普通交付金	17,752,351		18,595,218		-842,867	-4.5%		療養の給付など保険給付に必要な費用に対する交付金
特別交付金(保険者努力支援分)	75,214		50,733		24,481	48.3%		後発医薬品使用割合や特定健診の受診率など保険者としての努力を行う市町村に対する交付金
特別交付金(特別調整交付金分(市町村分))	97,930		115,395		-17,465	-15.1%		国の特別調整交付金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金
特別交付金(県繰入金(2号分))	136,263		142,964		-6,701	-4.7%		都道府県繰入金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金
特別交付金(特定健康診査等負担金)	73,410		72,260		1,150	1.6%		特定健康診査・特定保健指導に対する交付金
財政安定化基金交付金	0		0		0			県財政安定化基金からの交付金
繰入金	2,106,187	8.1%	2,450,801	9.0%	-344,614	-14.1%		平塚市一般会計からの繰入金
他会計繰入金	2,076,187		2,300,801		-224,614	-9.8%		
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	805,600		848,502		-42,902	-5.1%		保険税(均等割・平等割)の負担緩和に対する繰入れ。県分を含む。
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	493,020		512,647		-19,627	-3.8%		保険税(均等割・平等割)の減額対象者の数に応じた繰入れ。国・県分を含む。
職員給与費等繰入金	486,091		564,477		-78,386	-13.9%		歳出の総務費に充てられる
出産育児一時金等繰入金	42,000		47,600		-5,600	-11.8%		歳出の出産育児一時金に充てられる
国保財政安定化支援事業繰入金	57,476		58,585		-1,109	-1.9%		歳出の国民健康保険事業費納付金に充てられる
その他一般会計繰入金	192,000		268,990		-76,990	-28.6%		法定外繰入金 決算の補てん、保険税の減免などに充てられる
市国民健康保険基金繰入金	30,000		150,000					平塚市国民健康保険基金からの繰入金
繰越金	180,000	0.7%	300,000	1.1%	-120,000	-40.0%		前年度からの繰越金
諸収入	44,489	0.2%	55,271	0.2%	-10,782	-19.5%		保険税の延滞金など
延滞金、加算金及び過料	10,030		30,030		-20,000	-66.6%		
一般被保険者延滞金	10,000		30,000		-20,000	-66.7%		
退職被保険者等延滞金	10		10		0	0.0%		
一般被保険者加算金	10		10		0	0.0%		
退職被保険者等加算金	10		10		0	0.0%		
雑入	34,459		25,241		9,218	36.5%		
一般被保険者第三者納付金	24,179		21,977		2,202	10.0%		
退職被保険者等第三者納付金	40		40		0	0.0%		
一般被保険者返納金	6,510		3,010		3,500	116.3%		
現年分	6,500		3,000		3,500	116.7%		
滞納繰越分	10		10		0	0.0%		
退職被保険者等返納金	2		2		0	0.0%		
現年分	1		1		0	0.0%		
滞納繰越分	1		1		0	0.0%		
退職被保険者事業費納付金返還金	3,657				3,657	皆増		[新]平成30年度の退職分に係る国保事業費納付金の精算金
指定公費負担医療立替交付金	71		210		-139	-66.2%		
その他雑入			2		-2	皆減		
市債	0	0.0%	0		0			
財政安定化基金貸付金	0		0		0			県財政安定化基金からの貸付金
歳入合計	25,945,000	100.0%	27,230,000	100.0%	-1,285,000	-4.7%		

令和2年度当初予算案総括表 [対令和元年度当初予算]

単位 千円

科目	2年度当初		元年度当初		比較		説明
	金額	構成比	金額	構成比	金額	率	
総務費	486,091	1.9%	564,477	1.6%	-78,386	-13.9%	
総務管理費	418,650		502,753		-84,103	-16.7%	
一般管理費	415,859		500,137		-84,278	-16.9%	
職員給与費	216,186		200,333		15,853	7.9%	人件費
国民健康保険庶務事業	199,673		299,804		-100,131	-33.4%	資格管理、保険給付、システム保守などの事務費
国民健康保険団体連合会負担金	2,791		2,616		175	6.7%	国民健康保険団体連合会への負担金
徴税費	66,840		61,123		5,717	9.4%	保険税業務の費用
運営協議会費	601		601		0	0.0%	運営協議会の費用
保険給付費	17,867,562	68.9%	18,688,654	68.6%	-821,092	-4.4%	
療養諸費	15,615,316		16,227,286		-611,970	-3.8%	
一般被保険者療養給付費	15,391,076		15,960,718		-569,642	-3.6%	一般被保険者が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
退職被保険者等療養給付費	2,105		15,532		-13,427	-86.4%	退職被保険者等が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
一般被保険者療養費	169,480		193,815		-24,335	-12.6%	一般被保険者が診療、治療用器具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
退職被保険者等療養費	596		2,115		-1,519	-71.8%	退職被保険者等が診療、治療用器具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
審査支払手数料	52,059		55,106		-3,047	-5.5%	レセプト点検の手数料
高額療養費	2,167,364		2,367,582		-200,218	-8.5%	
一般被保険者高額療養費	2,166,104		2,361,518		-195,414	-8.3%	一般被保険者高額療養費は平成31年度から細分化
一般被保険者高額療養費	2,163,104		2,358,518		-195,414	-8.3%	一般被保険者が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額療養費(外来年間合算)	3,000		3,000		0	0.0%	70歳以上の一般被保険者が1年間に支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
退職被保険者等高額療養費	421		5,078		-4,657	-91.7%	退職被保険者等が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額介護合算療養費	739		863		-124	-14.4%	
退職被保険者等高額介護合算療養費	100		123		-23	-18.7%	
移送費	350		350		0	0.0%	
一般被保険者移送費	250		250		0	0.0%	
退職被保険者等移送費	100		100		0	0.0%	
出産育児諸費	63,032		71,436		-8,404	-11.8%	
出産育児一時金	63,000		71,400		-8,400	-11.8%	
審査支払手数料	32		36		-4	-11.1%	
葬祭諸費	21,500		22,000		-500	-2.3%	
国民健康保険事業費納付金	7,218,235	27.8%	7,586,512	27.9%	-368,277	-4.9%	県に納める医療給付費等にかかる納付金
医療給付費分	4,923,753		5,253,211		-329,458	-6.3%	
一般被保険者医療給付費分	4,922,607		5,251,495		-328,888	-6.3%	
退職被保険者等医療給付費分	1,146		1,716		-570	-33.2%	
後期高齢者支援金等分	1,658,854		1,664,695		-5,841	-0.4%	
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,658,581		1,664,065		-5,484	-0.3%	
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	273		630		-357	-56.7%	
介護納付金分	635,628		668,606		-32,978	-4.9%	
介護納付金分	635,628		668,606		-32,978	-4.9%	
共同事業拠出金	5	0.0%	1	0.0%	4	400.0%	退職者医療共同事業への拠出金
共同事業拠出金	5		1		4	400.0%	
保健事業費	316,179	1.2%	307,046	1.1%	9,133	3.0%	
保健事業費	68,840		71,223		-2,383	-3.3%	医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知などの費用
保健普及費	9,090		11,523		-2,433	-21.1%	
病院事業費	59,750		59,700		50	0.1%	
特定健康診査等事業費	247,339		235,823		11,516	4.9%	特定健診・人間ドックなどの費用
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	228,979		217,023		11,956	5.5%	
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	18,360		18,800		-440	-2.3%	
市国民健康保険基金積立金	10,000	0.0%	30,000	0.1%	-20,000	-66.7%	平塚市国民健康保険基金への積立金
諸支出金	46,828	0.2%	50,310	0.2%	-3,482	-6.9%	還付金・返還金など
償還金及び還付加算金	46,757		50,100		-3,343	-6.7%	
一般被保険者保険税還付金	43,657		47,000		-3,343	-7.1%	
退職被保険者等保険税還付金	280		280		0	0.0%	
償還金(保険給付費等交付金償還金)	1,000		1,000		0	0.0%	保険給付費等交付金の前年度超過交付分に係る返還金。
一般被保険者保険税還付加算金	1,800		1,800		0	0.0%	
退職被保険者等保険税還付加算金	20		20		0	0.0%	
指定公費負担医療立替金	71		210		-139	-66.2%	
予備費	100	0.0%	3,000	0.0%	-2,900	-96.7%	
財政安定化基金拠出金	0		0		0		災害等のため県の財政安定化基金拠出金を借り入れた際の返還金
公債費	0		0		0		
財政安定化基金償還金	0		0		0		保険税不足等のため県の財政安定化基金を借り入れた際の償還金
歳出合計	25,945,000	100.0%	27,230,000	100.0%	-1,285,000	-4.7%	

歳入歳出差引額	0	0
---------	---	---

予算用語の説明

歳入

1 国民健康保険税

保険税として納められる現年度分(該当年度に課税される分)と滞納繰越分(前年度以前に課税されたが未納の分)の額。歳出・国民健康保険事業費納付金の財源となる。目的により、医療給付費分(国民健康保険の医療負担分)・後期高齢者支援金分(現役世代から後期高齢者医療制度への支援)・介護納付金分(40歳以上65歳未満の介護保険2号被保険者の介護納付金分)の3つに分かれる。

【関連】歳出・保険給付費、歳出・国民健康保険事業費納付金

2 一部負担金

貧困その他特別な理由で、一部負担金を医療機関ではなく保険者が徴収するとした後、徴収を猶予でき、猶予期間後に一部負担金を納めてもらうための費目。一部負担金は療養の給付にかかる費用のうち、給付を受ける受給者が負担すべき費用の一部(通常は医療機関で請求される金額)。

3 国庫支出金

(1)災害臨時特例補助金

東日本大震災などによる保険税の減免と一部負担金等の減免の特例措置による負担増額などを補助するための補助金。

4 県支出金

(1)保険給付費等交付金

普通交付金

保険給付にかかる市町村の費用を都道府県国民健康保険特別会計から交付する。国・県・社会保険診療報酬支払基金などの交付金等と、県内市町村の国民健康保険事業費納付金が財源となっている。市町村の財政状況その他の事業に応じた財政調整の役割も持つ。

【関連】歳出・保険給付費(出産育児諸費・葬祭諸費を除く)、歳出・国民健康保険事業費納付金
保険者努力支援分

特定健診などの実施状況、税の収納率などを指標にして、保険者として努力する市町村などに交付される交付金。

特別調整交付金(市町村向け)

災害など市町村の特殊事情による財政難を調整するために交付される国からの交付金。

都道府県繰入金(2号分)

県一般会計から県国保会計への繰入金は保険給付費の9%。このうち3パーセントが2号分で、国民健康保険制度改革に伴う激変緩和措置2%と市町村の事業評価分1%に充てられる。残りの6%が1号分で、県特別会計に入り、県全体の納付金に充てられ、保険税を下げている。

特定健康診査等負担金

特定健康診査・特定保健指導に対する国・県の負担金。国 1/3・県 1/3。

【関連】歳出・保健事業費・特定健康診査等事業費

(2) 財政安定化基金交付金

市国民健康保険事業の財源が大規模災害など特別な事情により不足する場合、都道府県が設置する財政安定化基金から、財源不足額の 1/2 以内が交付される。交付額の 1/3 を市が補填し、残りは国が 1/3、県が 1/3 補填する。

【関連】歳入・市債

5 繰入金

平塚市一般会計や国民健康保険基金からの繰入金。

(1) 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）

応益割(均等割・平等割)の軽減額を都道府県(地方交付税を充てる)が 3/4、市町村が 1/4 を負担する。

【関連】歳入・国民健康保険税

(2) 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）

中間所得者層を中心に保険料を軽減するため、応益割の軽減対象となった被保険者数に応じて、国が 1/2、都道府県が 1/4、市町村が 1/4 を負担する。

【関連】歳入・国民健康保険税

(3) 職員給与費等繰入金

職員給与費・事務費などを、市の一般財源から繰り入れ、負担する。

【関連】歳出・総務費

(4) 出産育児一時金等繰入金

出産育児一時金の給付額に対して 2/3 を国が補助する。

【関連】歳出・保険給付費・出産育児一時金

(5) 国保財政安定化支援事業繰入金

保険者の責めに帰することができない低所得者や病床、高齢者の数が特に多いことによる国民健康保険財政への負担に対して、国から地方交付税で措置される。

(6) その他一般会計繰入金

国民健康保険法などに根拠がない繰入金。本市の場合は、保険料を軽減する財政補てんのための繰入金が主。財政補てんのための繰入金は、段階的・計画的に削減・解消すると県国民健康保険運営方針で定められている。

(7) 基金繰入金

市国民健康保険基金を取り崩した繰入金。【関連】歳出・基金積立金

6 繰越金

前年度からの繰越金。前年度の歳入総額 - 前年度の歳出総額と等しい。

7 諸収入

保険税の延滞金や、他保険に異動した被保険者の療養給付費の返納金、県への納付金の精算分など。

8 市債

(1) 財政安定化基金貸付金

市国民健康保険事業の財源が税収不足などにより不足する場合、都道府県が設置する財政安定化基金から、財源不足額を無利子で借りる。原則として、借り入れた市が翌々年度から3年間で全額を返還する。

【関連】歳入・県支出金・財政安定化基金交付金

歳出

1 総務費

【関連】歳入・繰入金・職員給与費等繰入金

(1) 一般管理費

職員給与費・システム委託料や通信運搬費など国民健康保険事業の全般的な事務費。

(2) 国民健康保険団体連合会負担金

業務を委託する国民健康保険団体連合会の負担金。

(3) 徴税费

保険税通知書・督促など保険税徴収の費用。

(4) 運営協議会費

国民健康保険運営協議会の費用。

2 保険給付費

【関連】歳入・県支出金・普通交付金

(1) 療養諸費

療養給付費

診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払う費用。

療養費

一般被保険者または退職被保険者が診療、治療用装具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給する費用。

審査支払手数料

診療報酬請求書などレセプトの点検手数料。

(2) 高額療養費

一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給する費用。

(3) 移送費

移動が著しく困難な状態で、医師の判断により、病院などへ緊急に移送する費用。

(4) 出産育児諸費

被保険者の出産に際し、出産育児一時金に係る費用。

【関連】歳入・繰入金・出産育児一時金等繰入金

(5) 葬祭諸費

被保険者の葬祭に際し、葬祭費に係る費用。

3 国民健康保険事業費納付金

医療給付費等の見込みを立てた上で、国からの交付金などで賄われる部分を除いた額。県が決定する。市町村の所得水準や医療費水準が反映され、標準保険税率の算定基礎となる。

【関連】歳入・国民健康保険税

(1) 医療給付費分

国民健康保険の保険給付費の費用。

(2) 後期高齢者支援金等分

後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく支援金）。

(3) 介護納付金分

介護保険制度に対して拠出する支援金。

4 共同事業拠出金 国保制度改革に伴い平成 30 年度から縮小

保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業は廃止。平成 30 年度以降も継続する退職者医療共同事業の拠出金。

5 保健事業費

(1) 保健事業費

医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知などの費用。

(2) 特定健康診査等事業費

特定健康診査や特定保健指導などの費用。

【関連】歳入・県支出金・特別交付金（特定健康診査等負担金）。

6 基金積立金

平塚市国民健康保険基金に積み立てる費用。

【関連】歳入・繰入金・基金繰入金

7 諸支出金

被保険者への国民健康保険税の還付金とその還付加算金、県への償還金など。

【関連】歳入・国民健康保険税

8 予備費

予備の費用